議案第68号

世田谷区立学校の児童又は生徒に係る出席停止命令の手続等に関する規則

上記の議案を提出する。

令和5年12月12日

(提出者) 世田谷区教育委員会 教育長 渡部 理枝

(提案説明)

学校教育法及び世田谷区立学校管理運営規則の規定に基づき、児童又は生徒に係る出席停止の命令の手続等に関し、必要な事項を定める必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立学校の児童又は生徒に係る出席停止命令の手続等に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。) 第35条第3項(法第49条において準用する場合を含む。)及び世田谷区立学校 管理運営規則(昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号)第36条第3項の 規定に基づき、世田谷区立小学校に在籍する児童(以下「児童」という。)又は世 田谷区立中学校に在籍する生徒(以下「生徒」という。)に係る出席停止の命令の 手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(出席停止の具申)

- 第2条 校長は、児童又は生徒が法第35条第1項各号(法第49条において準用する場合を含む。)に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等、性行不良であり他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める場合であって、当該児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の保護者(以下「保護者」という。)に対して世田谷区立小学校又は世田谷区立中学校が行う指導により当該学校内の秩序を回復することができないと判断したときは、次に掲げる書類を添付した出席停止に関する意見具申書(第1号様式)により、世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。)に当該児童又は生徒の出席停止(以下「出席停止」という。)について具申するものとする。この場合において、校長は、あらかじめ保護者に、当該具申書を提出する旨を通知するものとする。
 - (1) 当該児童又は生徒に係る指導記録
 - (2) 当該児童又は生徒に係る個別指導計画案

(意見聴取の通知)

第3条 委員会は、前条に規定する児童若しくは生徒からの意見の聴取又は法第35条第2項(法第49条において準用する場合を含む。)の規定による保護者からの意見の聴取を行うに当たっては、意見聴取に係る通知書(第2号様式)により当該保護者にその旨を通知するものとする。

(出席停止の命令)

第4条 委員会は、法第35条第1項(法第49条において準用する場合を含む。) の規定により出席停止を命ずるに当たっては、第2条の規定による具申及び前条に 規定する意見の聴取の内容等を十分に参酌するものとする。

- 2 法第35条第2項(法第49条において準用する場合を含む。) に規定する文書 は、出席停止決定通知書(第3号様式) とする。
- 3 出席停止の期間(以下「出席停止期間」という。)は、出席停止を命ずる目的に 照らし、可能な限り短い期間とする。

(生活態度等の報告)

第5条 校長は、委員会に出席停止期間中における出席停止に係る児童又は生徒の生活態度等を随時報告するものとする。

(出席停止期間の変更の具申)

第6条 校長は、出席停止期間の延長が必要と判断した場合は出席停止に係る児童又は生徒に係る個別指導計画案を添付した出席停止期間変更に関する意見具申書(第4号様式。以下この条において「期間変更具申書」という。)により、出席停止期間の短縮が必要と判断した場合は期間変更具申書により、委員会にその旨を具申するものとする。この場合において、校長は、あらかじめ保護者に、期間変更具申書を提出する旨を通知するものとする。

(出席停止期間の変更の決定等)

- 第7条 委員会は、出席停止期間中において出席停止に係る児童又は生徒の生活態度 等に改善が見られず、出席停止期間の終了後においても、他の児童又は生徒の教育 が妨げられるおそれがあると認めるときは、出席停止期間を延長することができる。
- 2 委員会は、出席停止期間中において出席停止に係る児童又は生徒の生活態度等に 改善が見られ、他の児童又は生徒への教育の妨げとならないと判断するときは、出 席停止期間を短縮することができる。
- 3 委員会は、前2項の規定による決定をするときは、前条の規定による具申の内容 等を十分に参酌するものとする。
- 4 委員会は、第1項又は第2項の規定による決定をしたときは、保護者に対し出席 停止期間変更通知書(第5号様式)を交付する。
- 5 第4条第3項の規定は、第1項の規定による延長後の出席停止期間について準用 する。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が別に定める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

 番
 号

 年
 月

 日

世田谷区教育委員会 あて

世田谷区立 学校 校長

出席停止に関する意見具申書

児童又は生徒の出席停止について、下記のとおり具申します。

記

児童又は生徒	学校・学年・学級	世田谷区立 学校 第 学年 組
	氏名	
保護者	氏名	
	住所	
	電話番号	
出席停止の原因となる行為 校長意見		 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 施設又は設備を損壊する行為 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
保護者への通知日		年 月 日
保護者からの質問、意見等		

備考

- 1 出席停止の原因となる行為に関しては、該当の項目に○を付けること。
- 2 事故の概要等について、個別の指導記録(事故報告書又は生徒指導記録も可)を添付すること。
- 3 出席停止期間中における指導に関する計画として、個別指導計画案を添付すること。

番号年月

あて

世田谷区教育委員会即

意見聴取に係る通知書

学校教育法第35条第2項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により、 下記のとおり出席停止の措置に関して意見を聴取します。

記

児童又は生徒	学校・学年・学級	世田谷区立 学校 第 学年 組					
	氏名						
出席停止の原因となる行為		1 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失 を与える行為 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為 3 施設又は設備を損壊する行為 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為					
意見の聴取を行う期日及び時刻		年 月 日 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで					
意見の聴取を行う場所							
担当記	果	世田谷区教育委員会事務局教育指導課					

備考

- 1 意見の聴取の期日に来庁して、出席停止の措置に関して意見を述べることができます。
- 2 意見の聴取の期日に来庁することができない正当な理由がある場合は、来庁に代えて書面で意見を述べることができます。

第3号様式(第4条関係)

番号年月日

あて

世田谷区教育委員会印

出席停止決定通知書

学校教育法第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり児童又は生徒の出席を停止します。

記

児童又は生徒	学校・学年・学級	世田谷区立 学校 第 学年 組
	氏名	
保護者	氏名	
	住所	
出席停止の理由		
出席	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで 当該児童又は生徒の様子により、延長又は短縮の場合があり ます。

番号年月日

世田谷区教育委員会 あて

世田谷区立 学校 校長

出席停止期間変更に関する意見具申書

年 月 日付 第 号で通知した児童又は生徒の出席停止の期間の変更について、下記のとおり具申します。

記

児童又は生徒	学校・学年・学級	世田谷区立	学校	第 学生	手 組				
	氏名								
保護者	氏名								
	住所								
	電話番号								
変更の区分				延長	•	短縮			
出席停止の期間		変更前:	年	月	日から		年	月	日まで
		変更後:	年	月	日から		年	月	目まで
期間の変更を要する理由									

備考

- 1 変更の区分に関しては、該当する区分に○を付けること。
- 2 出席停止期間の延長の場合は、延長期間中における指導に関する計画として個別指導計画案を添付すること。

番号年月日

あて

世田谷区教育委員会即

出席停止期間変更通知書

年 月 日付 第 号で通知した出席停止について、下記のとおり期間を 変更します。

記

児童又は生徒	学校・学年・学級	世田谷区立	学校	第	学年	組		
	氏名							
保護者	氏名							
	住所							
変更前の出席停止の期間		年	月	日7	から	年	月	日まで
変更後の出席停止の期間		年	月	日7	から	年	月	日まで
出席停止期間の変更理由								
備考								

資料1

「世田谷区立学校の児童・生徒に係る出席停止命令等の手続等に関する規則」の 制定について

1 法的位置付け

【学校教育法第35条】

市町村教育委員会は、性行不良で、他の児童・生徒の教育の妨げになる者について、その保護者に、その者の出席停止を命じることができる。

【世田谷区立学校の管理運営に関する規則第36条】

委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって他の 児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒の出席停止を命ずることがで きる。

- 1 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 2 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 3 施設又は設備を損壊する行為
- 4 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

同条3 前項に規定するもののほか、<u>出席停止の命令の手続に関して必要な事項は委</u> 員会が別に定めるものとする。

- 2 出席停止の命令手続きの手順 ※別紙参照
- 3 規則の運用について

出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童・生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、日頃から規範意識を育む指導やきめ細やかな教育相談を粘り強く行うことが必要である。

学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童・生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、出席停止の措置をためらわず検討する。

4 留意事項

出席停止を命じる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及 び期間を記載した文書を交付する。

出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じる。

5 期間中の対応

区教育委員会は学校の協力を得て、個別指導計画を策定、期間中の学校内外の指導 体制を整備して学習支援を行い、児童生徒の立ち直りに努める。

期間中は保護者が責任を持って指導に当たることが基本であり、自覚と監護の義務を果たすように積極的に働きかけることが重要である。

当該児童・生徒に対しては、規範意識・社会性等を養うようにし、学校や学級の一員としての自覚を持たせる。悩みや葛藤を受け止め情緒の安定を図るなど、指導や援助に努める。他の児童・生徒に対しては、動揺を鎮め、校内の秩序を回復するとともに、期間終了後に円滑な受け入れができるよう指導する。

【別紙】 出席停止の命令手続き

【学校】

- (1) 問題行動を起こす児童・生徒の把握
- (2) 個別の指導記録等の作成
 - ◆十分な指導を継続的に行うこと
 - 別室での個別指導
 - ・懲戒としての「訓告」を実施等

(3) 教育委員会への意見具申 <第2条> 【出席停止に関する意見具申書 第1号様式】 「指導記録」及び「出席 停止期間中の個別指導計 画案」とともに提出

【教育委員会】

- (4) 本人・保護者からの意見聴取の実施 <第3条> 【意見聴取に係る通知書 第2号様式】
- (5) 出席停止措置の決定 <第4条> 【出席停止決定通知書 第3号様式】
- (6) 出席停止期間中における個別指導計画の策定
- (7) サポートチームの設置等指導体制の整備
 - T
- (8) 出席停止期間中における指導の実施
 - 校長は委員会に生活態度等を随時報告 〈第5条〉

【期間延長、短縮について】

- (9) 教育委員会への期間変更の具申 <第6条> 【出席停止期間変更に関する意見具申書 第4号様式】
- (10) 出席停止期間延長、短縮の決定 <第7条> 【出席停止期間変更通知書 第5号様式】
 - 出席停止期間延長における個別指導計画の策定
 - 出席停止期間延長の場合の指導

出席停止期間後

<事後指導>

- ・保護者や関係機関との連携を強めながら、指導を継続していく。
- ・日頃から規範意識を育む指導やきめ細やかな教育相談を粘り強く行う。
- <指導要録等の扱い>
- ・「出席停止・忌引き等の日数」欄に含めて記載し、特記事項へ記入する。
- ・「総合所見及び指導上参考となる諸事項」には、その後の指導で配慮を要することがあれば記入する。なお、対外的な証明書に転記することは必ずしも適当ではない。